

新旧対照表

新				旧			
厚木市道路占用料条例の一部改正（第1条関係） 別表（第2条関係）				厚木市道路占用料条例の一部改正（第1条関係） 別表（第2条関係）			
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本 1月	120円	第一種電柱	1本 1月	116円	
	第二種電柱		190円	第二種電柱		183円	
	第三種電柱		260円	第三種電柱		190円	
	第一種電話柱		110円	第一種電話柱		67円	
	第二種電話柱		180円	第二種電話柱		68円	
	第三種電話柱		240円	第三種電話柱		70円	
	支線柱及び支線		52円	支線柱及び支線		81円	
	その他の柱類		12円	その他の柱類		17円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル 1月	2円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル 1月	2円	
	地下に設ける電線その他の線類		1円	地下電線その他地下に設ける線類		1円	
	路上に設ける変圧器	1個 1月	110円	路上に設ける変圧器	1個 1月	173円	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル 1月	68円	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル 1月	117円	
	変圧塔、公衆電話所その他これらに類するもの	1個 1月	220円	変圧塔、公衆電話所その他これらに類するもの	1個 1月	228円	
	郵便差出箱		95円	郵便差出箱		90円	
広告塔	表示面積1平方メートル 1月	420円	広告塔	表示面積1平方メートル 1月	641円		
その他のもの	占用面積1平方メートル 1月	220円	その他のもの	占用面積1平方メートル 1月	228円		

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1月	5円	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1月	11円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		7円				
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		11円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		12円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		14円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		13円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		21円		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		26円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		27円				
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		48円		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		67円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		68円				
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		130円		外径が1メートル以上2メートル未満のもの		136円
	外径が2メートル以上のもの		270円		外径が2メートル以上のもの		272円

法第32条第1項第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートル	220 円
法第32条第1項第4号に掲げる施設	歩廊		1月	9 円
	その他のもの			18 円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		$A \times 0.004 \times 1/12$
		階数が2のもの		$A \times 0.007 \times 1/12$
		階数が3以上のもの		$A \times 0.008 \times 1/12$
	上空に設ける道路			210 円
	地下に設ける道路			120 円
	その他のもの			18 円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日	43 円
	その他のもの		占用面積1平方メートル1月	420 円
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1日	43 円
		その他のもの	表示面積1平方メートル1月	420 円
	標識		1本1月	180 円

法第32条第1項第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1月	136 円
法第32条第1項第4号に掲げる施設	歩廊			8 円
	その他のもの			16 円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		$A \times 0.003 \times 1/12$
		階数が2のもの		$A \times 0.005 \times 1/12$
		階数が3以上のもの		$A \times 0.006 \times 1/12$
	上空に設ける道路			183 円
	地下に設ける道路			91 円
	その他のもの			16 円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日	76 円
	その他のもの		占用面積1平方メートル1月	760 円
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1日	21 円
		その他のもの	表示面積1平方メートル1月	641 円
	標識		1本1月	182 円

	旗ざ お	祭礼、縁日 その他の 催しに際 し、一時的 に設ける もの	1本 1日	43 円		旗ざ お	祭礼、縁日 等の際し、 一時的に設 けるもの	1 本 1 日	76 円
		その他の もの	1本 1月	420 円			その他のも の	1 本 1 月	760 円
	幕 （政 令第 7 条 第 2 号に 掲げ る工 事用 施設 であ るも のを 除く。）	祭礼、縁日 その他の 催しに際 し、一時的 に設ける もの	その面 積 1 平 方メー トル 1 日	43 円		幕 （政 令第 7 条 第 2 号に 掲げ る工 事用 施設 であ るも のを 除く。）	祭礼、縁日 等の際し、 一時的に設 けるもの	その面 積 1 平 方メー トル 1 日	76 円
		その他の もの	その面 積 1 平 方メー トル 1 月	420 円			その他のも の	その面 積 1 平 方メー トル 1 月	760 円
	アー チ	車道を横 断するも の	1 基 1 月	4, 270 円		アー チ	車道を横断 するもの	1 基 1 月	7, 700 円
		その他の もの		2, 140 円			その他のも の		3, 840 円
政令第 7 条第 2 号に掲げ る工事用施設及び同条第 3 号に掲げる工事用材料		占用面 積 1 平 方メー トル 1 月	420 円	政令第 7 条第 2 号に掲げる 工事用施設及び同条第 3 号 に掲げる工事用材料		占用面 積 1 平 方メー トル 1 月	760 円		
政令第 7 条第 4 号に掲げ る仮設建築物及び同条第 5 号に掲げる施設			220 円	政令第 7 条第 4 号に掲げる 仮設建築物及び同条第 5 号 に掲げる施設			260 円		

政令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	$\frac{A \times 0.016 \times}{1/12}$	政令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が 1 のもの	$\frac{A \times 0.006}{\times 1/12}$
	その他のもの	$\frac{A \times 0.011 \times}{1/12}$			階数が 2 のもの	$\frac{A \times 0.009}{\times 1/12}$
政令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	$\frac{A \times 0.016 \times}{1/12}$	政令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	上空、トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が 3 のもの	$\frac{A \times 0.011}{\times 1/12}$
	その他のもの	$\frac{A \times 0.028 \times}{1/12}$			階数が 4 以上のもの	$\frac{A \times 0.013}{\times 1/12}$
政令第7条第9号に掲げる器具		$\frac{A \times 0.028 \times}{1/12}$			その他のもの	$\frac{A \times 0.006}{\times 1/12}$
政令第7条第10号及び第11号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	$\frac{A \times 0.016 \times}{1/12}$			階数が 2 のもの	$\frac{A \times 0.009}{\times 1/12}$
	その他のもの	$\frac{A \times 0.028 \times}{1/12}$			階数が 3 のもの	$\frac{A \times 0.011}{\times 1/12}$
					その他のもの	$\frac{A \times 0.013}{\times 1/12}$
					その他のもの	$\frac{A \times 0.018}{\times 1/12}$

<u>上記に該当しないもの</u> 	<u>占有面積若しくは表示面積1平方メートル又は長さ1メートル1月</u>	<u>上記に準じてその都度市長が定める額</u>
備考 略		

<u>上記に該当しないもの</u> 	<u>占有面積若しくは表示面積1平方メートル又は長さ1メートル1月</u>	<u>上記に準じてその都度市長が定める額</u>
備考 略		